

木曽三川下流域自然再生検討会 規約（改正案）

（趣 旨）

第1条 本会は、「木曽三川下流域自然再生検討会」（以下、「検討会」という。）と称し、その組織及び運営については、この規約に定めるところによる。

（目 的）

第2条 検討会は、「木曽三川下流域自然再生計画」（以下、「自然再生計画」という。）を作成・変更するにあたり、木曽三川下流域に関わりが深く地域の生物や環境、自然再生事業等に詳しい学識者・有識者の方々に、木曽三川下流域の現状、変化、環境上の課題、自然再生の考え方等について、多様な視点から意見をいただくとともに、自然環境の状況や地域の意向、社会情勢の変化等を踏まえ、自然再生計画の点検を行い、必要に応じ、自然再生事業への助言等を行うことを目的とする。

（構 成）

第3条 検討会は、木曽三川下流域に関わりが深く地域の生物や環境、自然再生事業等に詳しい学識者・有識者である委員から構成し、委員は別表のとおりとする。

2. 委員は、河川管理者である国土交通省木曽川下流河川事務所長が委嘱する。
3. 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

（運 営）

第4条 検討会には、座長をおく。

2. 座長は事務局により選任され、会務を統括するとともに、検討会の開催にあたって委員を招集する。
3. 座長に事故があるときは、座長が指名する委員がその職務を代行する。
4. 座長は、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、検討会に委員以外の出席者を求めることができる。

（情報公開）

第5条 検討会は原則公開とし、検討会資料、議事概要を事務局より公表する。その他一般傍聴や公表方法等は別途定める。ただし、検討会資料、議事概要の中の貴重種に係わる情報については非公表とする。

（事務局）

第6条 検討会の事務局は、国土交通省木曽川下流河川事務所内に置く。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が検討会に諮って検討会で定めるものとする。

2. この規約の改正については、検討会で定めるものとする。

附則

（施行期日）

この規約は、令和5年1月27日から施行する。

<別 表>

「木曾三川下流域自然再生検討会」 委員名簿

役職	氏名	所 属 等	専門等
委員	いわた しんいち 岩田 紳一	NPO 法人木曾川文化研究会 監事	市民団体
委員	かやば ゆういち 萱場 祐一	名古屋工業大学 教授	河川生態
委員	せきぐち ひでお 関口 秀夫	三重大学 名誉教授	底生生物 ・海洋
委員	とみなが あきひろ 富永 晃宏	名古屋工業大学 名誉教授	河川工学
委員	はっとり しげる 服部 茂	桑名漁業協同組合連合会 代表理事会長	漁 協
座長	ふじたゆういちろう 藤田 裕一郎	岐阜大学 名誉教授	河川工学
委員	ますだ みちこ 増田 理子	名古屋工業大学 教授	保全生物、 繁殖生態
委員	みうら ひでと 三浦 秀人	海津市漁業協同組合	漁 協
委員	もり せいいち 森 誠一	岐阜協立大学 教授	魚 類
委員	もり てるたか 森 照貴	国立研究開発法人土木研究所 自然共生研究センター長	河川環境

(敬称略 五十音順)

木曽三川下流域自然再生検討会の情報公開について

木曽三川下流域自然再生検討会（以下「検討会」という。）規約第5条に基づき、「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。

（議 事）

- ・ 議事は原則公開とする。ただし、検討会の円滑な運営を図るため、ビデオ、カメラ等の撮影は、座長の挨拶までとする。
- ・ 貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等については、非公開とする。

（資 料）

- ・ 検討会資料（議事の説明資料、配付資料）は原則公開とする。ただし、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触する資料は、委員に限り配布するものとし、また、必要に応じて回収する。
- ・ 公表資料は、木曽川下流河川事務所において閲覧できるよう、事務局において対応する。
- ・ なお、公表資料は閲覧場所への設置とともに、ホームページでも閲覧できるようにする。

（議事概要）

- ・ 議事概要を検討会終了後に作成し、全委員の確認を得た上で、公開する。ただし、貴重種の情報、発言者の個人名は非公開とする。